自治振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年３月６日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県条例第３号

自治振興基金条例の一部を改正する条例

自治振興基金条例（昭和46年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（貸付金額） 第５条　［略］ ２～４　［略］	（貸付金額） 第５条　［略］ ２～４　［略］ ５　前各項に定めるもののほか、知事は、東日本大震災津波復旧復興事業（前条各号に掲げる事業で、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害からの復旧、復興等を図るものとして知事が認めるものをいう。以下同じ。）を実施する東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第２項に規定する特定被災地方公共団体である市町村に対して、知事が必要と認める額を貸し付けることができる。
（貸付条件） 第６条　資金の貸付条件は、次に定めるところによる。 （１）　貸付利率 ア～ウ　［略］ エ　合併申請市町村及び合併市町村が実施する広域行政推進事業に係る資金　無利子 （２）　貸付期間　15年以内 （３）～（５）　［略］ ２　［略］	（貸付条件） 第６条　資金の貸付条件は、次に定めるところによる。 （１）　貸付利率 ア～ウ　［略］ エ　合併申請市町村及び合併市町村が実施する広域行政推進事業並びに東日本大震災津波復旧復興事業に係る資金　無利子 （２）　貸付期間　20年以内 （３）～（５）　［略］ ２　［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の自治振興基金条例の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。